

生駒市地域生活支援事業委託契約書

生駒市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、生駒市障がい者等個別支援事業等実施要綱（令和5年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づく事業について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義則）

第1条 甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（事業）

第2条 甲は乙に対し、要綱に規定する事業のうち別表に掲げる事業を委託する。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条の2 生駒市契約規則生駒市契約規則第22条第3号の規定により免除とする。

（委託料）

第4条 甲は乙に対し、別表に基づき算定した金額（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

2 甲は、前項の委託料を乙の請求に基づき支払うものとする。

3 甲は、前項の規定により、適正な支払の請求があったときは、請求日の属する月の翌月末までに委託料を乙に支払うものとする。

（報告等）

第5条 甲は乙に対し、事業の実施状況について必要な報告を求め、又は必要な指導を行うことができる。

2 乙は、事業に係る取扱い状況を明らかにできる書類を整備しておかなければならない。

（環境行動）

第6条 乙は、業務の履行に当たっては、甲が運用する生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進するものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- （2） 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3） 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5） 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6） この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、甲が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

(個人情報の安全管理措置)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、生駒市の保有個人情報の管理に関する規程の趣旨に準じ、この契約による業務を処理するため取得、作成等し、又は甲から引き渡された資料等に記録された個人情報の安全管理措置を講じなければならない。

(疑義等の決定等)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

[特記事項]

(秘密等の保持)

第1条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その従業者がこの契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(利用目的以外の目的のための利用禁止)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため取得、作成等をし、又は甲から引き渡された資料等に記録された個人情報を、甲の承諾なくしてこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なくして第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、本件業務を自ら行うこととし、第三者にその処理を再委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が事前の書面により承認した場合に限り、乙は、本件業務を再委託することができる。この場合において、乙は、再委託先(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に対し、乙と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 前項の規定は、再委託した業務をさらに委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)する場合について準用する。

(複写、複製の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため取得、作成等をし、又は甲から引き渡された資料等に記録された個人情報を甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(事故報告義務)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため取得、作成等をし、又は甲から引き渡された資料等に記録された個人情報を漏えい、き損、滅失等した場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(返還義務等)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託業務終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するため取得、作成等をした個人情報を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去しなければならない。

(従業者への通知)

第7条 乙は、従業者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(報告義務)

第8条 乙は、甲が必要とする場合、甲に対し、この契約による業務の状況を報告しなければならない。

(調査の受け入れ)

第9条 乙は、甲が必要とする場合、調査を受け入れなければならない。

(指導)

第10条 甲は、乙が委託事務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適当と認められる時は、必要な指導を行うことができる。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第11条 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

【参考】

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2)～(4) 略

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第八章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1

00万円以下の罰金に処する。

第180条 第176六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長 小紫 雅史

乙

別表

委託事業	
------	--

令和7年度生駒市地域生活支援事業における各種支援事業等基準額

各種支援事業等		単価							
移動 支援	単価区分	30 分 以内	30 分 を超えて 1 時間 以内	1 時間 を超えて 1.5 時間 以内	1.5 時間 を超えて 2 時間 以内	2 時間 を超えて 2.5 時間 以内	2.5 時間 を超えて 3 時間 以内	以後 30 分 加算	
	身体介護 を伴う	2,560 円	4,040 円	5,870 円	6,690 円	7,540 円	8,370 円	830 円	
	身体介護 を伴わない	1,060 円	1,970 円	2,750 円	3,440 円	4,130 円	4,820 円	690 円	
訪問入浴サービス		12,660 円／回							
日中一時支援		年齢区分	障害支援 区分	3 時間未満		3 時間以上 6 時間未満		6 時間以上	
		障がい者	6	3,220 円		6,430 円		9,640 円	
			5	2,870 円		5,730 円		8,600 円	
			4	2,530 円		5,050 円		7,580 円	
			3	2,370 円		4,730 円		7,090 円	
			2	2,180 円		4,360 円		6,540 円	
			1	2,180 円		4,360 円		6,540 円	
		学齢児	3	2,870 円		5,730 円		8,600 円	
			2	2,450 円		4,890 円		7,330 円	
			1	2,180 円		4,360 円		6,540 円	
		就学前障がい児			2,870 円		5,730 円		8,600 円
		重症心身障害児（者）			8,070 円		16,130 円		24,200 円
福祉ホーム		「おかりなの家」（生駒市内）				196,850 円／月			
		「コットンハウス」「有縁のすみか」 （わたぼうしの会・奈良市）				21,500 円／月・人			
		「福祉ホーム「ひまわり」」（太陽の家・京都市）				158,000 円／年・人			
重度障がい者入院 時コミュニケーション支援		派遣 30 分あたり 600 円 ただし、19 時から 22 時、5 時から 7 時 30 分の派遣については 1.25 倍、 22 時から翌日 5 時の派遣については 1.5 倍とする							

※移動支援の場合は原則として、「居宅介護」の算定方法に準ずる。（ただし、地域加算は行わない。）

※1 移動支援事業の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加活動、余暇活動とする。

「身体介護を伴う」場合の取り扱いは、下記要件を勘案して決定する。

（1）居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合））に該当する者

（2）全身性障がい者及びそれに準ずる者（1級かつ下肢を含む2肢以上の麻痺等を持つ者）であり、重度訪問介護の対象でない者

（3）障害支援区分のない、行動援護スコア4点～9点の知的・精神障がい者

（4）障がい児区分2以上または行動援護スコア4点～9点以上の者

（5）就学前障がい児等

※2 各種支援事業等（福祉ホームを除く。）における委託料は、原則として、上表に掲げる基準額から、利用者負担相当額（基準額の1割相当額）を控除した額とする。

※3 移動支援事業での運転時間は算定しない。ただし、2人介護の場合（Aは運転、Bは車内でずっと身体介護するとき）は、Aは運転時間を除いた身体介護の時間を、Bは運転時間を含めた身体介護の時間をそれぞれ算定する。

※4 日中一時支援において、障害支援区分が「区分なし」又は「非該当」の場合、「障害支援区分1」を適用する。

生駒市地域生活支援事業の実施内容について

- ① 生駒市地域生活支援事業は、原則として委託による実施とする。
- ② 移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援（以下「各種支援事業」という。）、福祉ホーム、重度障がい者入院時コミュニケーション支援の対象者については、表1のとおりとする。
- ③ 各種支援事業、福祉ホーム及び重度障がい者入院時コミュニケーション支援の事業費（基準額）については、表2のとおりとする。
- ④ 各種支援事業における利用者負担割合については、障害福祉サービスと同様、原則として基準額の1割相当とする。また、上限負担月額についても障害福祉サービスと同様とする。（表3参照）
- ⑤ 各種支援事業及び福祉ホームにおける利用決定については、「地域生活支援事業受給者証」に記載する。記載内容については、表4のとおりとする。なお、重度障がい者入院時コミュニケーション支援については、別途「重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書」に記載する。

表1：本市が今回委託依頼する事業内容

	事業名	事業の概要	対象者
内容 (必須事業)	移動支援事業	外出が困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーの派遣等により、移動を支援する事業	視覚障がい、知的障がい、精神障がい、全身性障がいを有する障がい者（児）等のうち屋外での移動が困難な障がい者等。ただし、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の給付を受ける場合を除く。
地域生活支援事業の内容 (その他の地域生活支援事業)	訪問入浴サービス事業	通所による入浴介助が困難な障がい者に対して、訪問入浴を行う事業	移送困難等により、通所による入浴介助が困難である身体障がい者
	日中一時支援事業	日中において、主に知的障がい者、障がい児を一時的に預かる事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要とされる知的障がい者又は障がい児若しくはそれに準ずる者
	福祉ホーム事業	在宅での生活が困難な障がい者に対して、福祉ホーム内において必要な支援を行う事業	障がいの程度や家庭環境、経済的事由により、地域での継続した生活が困難な障がい者のうち、共同生活援助における地域生活が困難な者
	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な知的・発達・重度の身体障がい者その他の障がい者が医療機関に入院した場合に、円滑な診療行為を行うことができるよう、当該障がい者との意思の疎通に熟練した者を派遣し、医療従事者等との意思疎通を支援する事業	コミュニケーションに支援が必要な、18歳以上かつ障害支援区分3以上の障がい者で、単身及びそれに準じる世帯に属する者

表 2：基準額（令和 7 年度）

各種支援事業等		単価						
移動支援	単価区分	30 分以内	30 分を超えて 1 時間以内	1 時間を超えて 1.5 時間以内	1.5 時間を超えて 2 時間以内	2 時間を超えて 2.5 時間以内	2.5 時間を超えて 3 時間以内	以後 30 分加算
	身体介護を伴う	2,560 円	4,040 円	5,870 円	6,690 円	7,540 円	8,370 円	830 円
	身体介護を伴わない	1,060 円	1,970 円	2,750 円	3,440 円	4,130 円	4,820 円	690 円
訪問入浴サービス		12,660 円／回						
日中一時支援		年齢区分	障害支援区分	3 時間未満		3 時間以上 6 時間未満		6 時間以上
		障がい者	6	3,220 円		6,430 円		9,640 円
			5	2,870 円		5,730 円		8,600 円
			4	2,530 円		5,050 円		7,580 円
			3	2,370 円		4,730 円		7,090 円
			2	2,180 円		4,360 円		6,540 円
			1	2,180 円		4,360 円		6,540 円
		学齢児	3	2,870 円		5,730 円		8,600 円
			2	2,450 円		4,890 円		7,330 円
			1	2,180 円		4,360 円		6,540 円
就学前障がい児		2,870 円		5,730 円		8,600 円		
重症心身障害児（者）		8,070 円		16,130 円		24,200 円		
福祉ホーム		「おかりなの家」（生駒市内）				196,850 円／月		
		「コットンハウス」「有縁のすみか」（わたぼうしの会・奈良市）				21,500 円／月・人		
		「福祉ホーム「ひまわり」」（太陽の家・京都市）				158,000 円／年・人		
重度障がい者入院時コミュニケーション支援		派遣 30 分あたり 600 円 ただし、19 時から 22 時、5 時から 7 時 30 分の派遣については 1.25 倍、 22 時から翌日 5 時の派遣については 1.5 倍						

※移動支援の場合は原則として、「居宅介護」の算定方法に準ずる。（ただし、地域加算は行わない。）

- ※ 1 移動支援事業の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加活動、余暇活動とする。
「身体介護を伴う」場合の取り扱いは、下記要件を勘案して決定する。
（1）居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合））に該当する者
（2）全身性障がい者及びそれに準ずる者（1 級かつ下肢を含む 2 肢以上の麻痺等を持つ者）であり、重度訪問介護の対象でない者
（3）障害支援区分のない、行動援護スコア 4 点～9 点の知的・精神障がい者
（4）障がい児区分 2 以上または行動援護スコア 4 点～9 点の者
（5）就学前障がい児等
- ※ 2 各種支援事業等（福祉ホーム・重度障がい者入院時コミュニケーション支援を除く。）における委託料は、原則として、上表に掲げる基準額から、利用者負担相当額（基準額の 1 割相当額）を控除した額とする。
- ※ 3 移動支援事業での運転時間は算定しない。ただし、2 人介護の場合（A は運転、B は車内でずっと身体介護するとき）は、A は運転時間を除いた身体介護の時間を、B は運転時間を含めた身体介護の時間をそれぞれ算定する。
- ※ 4 日中一時支援において、障害支援区分が「区分なし」又は「非該当」の場合、「障害支援区分 1」を適用する。

表 3：上限負担月額

生活保護世帯に属する者		0 円
低所得世帯（市町村民税非課税世帯）		0 円
一般世帯（市町村民税課税世帯）	市町村民税課税世帯（障害児の属する世帯で所得割 28 万円未満）	4,600 円
	市町村民税課税世帯（障害者の属する世帯で所得割 16 万円未満）	9,300 円
	市町村民税課税世帯（上記以外の世帯）	37,200 円

※ 市町村民税課税世帯は、世帯の市町村民税所得割額で上限負担月額を決定する。

※ 世帯の範囲は、障害福祉サービスに準ずる。（18 歳以上は本人と配偶者。18 歳未満は本人が属する世帯全員）

表 4：各種支援事業及び福祉ホームにおける利用決定内容等

事業名	利用決定内容（受給者証に記載）
移動支援事業	移動支援（身体介護付き又は身体介護なし） 〇〇時間／月（1 回当たり〇〇時間まで）
訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス 〇〇日／月
日中一時支援事業	日中一時支援 〇〇日／月
福祉ホーム事業	福祉ホーム 〇〇日／月又は支給決定期間に含まれる日数